



1979-10  
No.133

表紙 月に秋草図  
(四季花鳥図屏風部分)  
酒井抱一筆  
解説は25ページ参照  
題字デザイン・桑山弥三郎  
カット・林美紀子

## もくじ

文化の発展と著作権制度……………林 修三………… 4	
日本演劇の位相	
—ことしの芸術祭に寄せて思う—…藤田 洋………… 7	
「モンゴル」ラマ教寺院の修復……………柰 正夫…………10	
第3回全国高等学校総合文化祭を終えて	
……………大分県教育庁管理部文化課…………13	
文化庁ニュース	
文化庁の昭和55年度概算要求まとまる……………17	
特別展「近代イタリア美術と日本	
—作家の交流をめぐって—」……………19	
昭和54年度(第34回)芸術祭協賛公演決まる……………19	
第5期著作権審議会発足	
—会長に稲田清助氏を再選—……………22	
昭和54年度全国重要文化財建造物	
保存整備連絡協議会開催……………22	
昭和53年度文化財建造物修理用	
資材の需給等実態調査について……………22	
ペルー・天野博物館所蔵品による	
「プレ・インカの染織」……………23	
キュビズムから抽象へ「ドローネー展」	
—ロベールとソニア—……………23	
再開される国立西洋美術館……………24	
特別展「狩野派の絵画」……………25	
民俗歳時記シリーズ 10月	
えびす講とえびす信仰……………中村ひろ子…………26	
著作権シリーズ(5)	
著作権の法的性格、種類等……………28	
美術館・博物館・文化施設めぐり㊸	
文化先取の精神を今後の発展に	
—佐賀県立博物館—……………30	
国立劇場ニュース……………31	

# 文化の発展と著作権制度



林 修 三

(著作権審議会委員  
元内閣法制局長官)

人間の精神的活動の所産である著作物について、その著作者の地位を権利として保護する制度が整備されているかどうかは、その国の文化水準の高さを示すバロメーターであるということとは、よくいわれることである。わが国が明治維新後、かなり早い時期（明治三十二年）に若干の背伸びは承知の上で、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」に加盟し、さらに国内法として著作権法（旧）を制定したのも、わが国の文化水準が当時の欧米先進国に比べて決して遅れていないことを示すためであつたとされている。

こうして、明治三十二年当時のわが国の社会水準からいえば若干の背伸びがあつたとされた著作権法は、昭和四十五年の全面的改正を経て今日まで八十一年の年輪を重ねてきているわけであるが、著作権というものに対する法的意識がわが国民の間に順調に浸透したといえるかという点、残念ながら、肯定的な答えを出すのは若干難しいように思われる。もちろん、この間にわが国民の知的水準は非常に向上しており、平

著作物の自由な使用や利用についての法制上の例外が、多くの場合、文化の発展とか、教育の向上などという大義名分の下に認められていることが、こういった傾向を一層助長しているといつてもよさそうである。

別のことはいえば、著作物については、これを勝手に使用したり、複製・複製、録音・録画などをして、それによって著作物の原形が失われたり、傷つけられるといふことはなく、その点、有形物の窃盗や横領とはちがったステータスをもっている上に、著作権に関する国際条約をみても、わが国内法をみても、著作権者の利益を不当に侵害しないような方法や形式によるその個人的使用は、法的に許容されているし、また、教科書の中にとり入れたり、学校などにおける教育活動に使つたり、点字図書として複製したりすることなどがひろく法的に認められているために、許されることと許されないこととの分界が一般の人々によつてはかならないまいなものと映ること、また、現に許容されている例との権衡などからいって、營業的な利益を得るためではなく、公益のため、あるいは秘密には公益のためといえないまでも、相当多数の構成員や関係者の利益のために使つたり、社会福祉や社会教育のためといえることに使つてもあれば、同様にその自由な使用は許容されてもいいはずだといふ感覚を生じていることなどがいろいろからみあつて、著作物の使用について一々著作者の承諾を得たり、使用料を払つたりすることを、よけいなこと、損なことと感ずる意識を一般の人々の間にひろく生じさせていることになつていふように思われるのである。マスコミなどの上に、自分らは文化の発展や

均的な日本人は、著作権という制度があつてこれによつて精神的活動の所産としての著作物に対する著作者の地位が権利として保護されることぐらひは知っているであらうと思うが、他人の著作物の使用についての程度のことが許され、どこからが悪いかといふことの限界に關しては、はっきりした認識が薄く、さらにいえば、著作権を侵害することについて、他人の物を盗んだり、勝手に使つたりするのと同じような罪悪意識があまりないように思われるのである。

他人の物を盗んだり、勝手に使つたりすることが悪いことは誰もが知っている。これは、別にそういう行為が刑法上処罰されることになつているからそう思うわけではなく、法律以前の道徳ないし倫理の問題として、誰もがそういうことをしてはならないということを認識しているわけである。

ところで、他人の著作物を勝手に使つたり、自分の個人用にあつては以外の目的で複製・複製、あるいは録音・録画などをしたりすることは、

福祉や社会教育の向上のためにやろうとしてゐるのだから、そのための他人の著作物の自由使用は当然に許されてもよいはずだといふようないふんがよく出るが、かなり多数の日本人の間に、他人の著作物の使用についてのこうした意識が根強く存在しているのではなからうか。そこで、そこには他人の物を盗んだり、勝手に使つたりという罪の意識は、みじんも見られないのである。

こういう事情が根っこにあるところに加わつたのが、最近の科学技術の非常な進歩により、あらゆる種類の著作物をきわめて容易に、しかも高い精度で複製・複製、録音・録画できるような機器の出現といふことである。右に述べたような日本人の著作物ないし著作権に対する基本的意識の上に、こういう簡便容易な、しかも精度の高い複製・複製、録音・録画の技術が重なればどんなことになるかは眼に見えている。法律や条約の上で許されていないような著作物の不正な使用は、ほとんど、とめどもなくひろがっていくであらうし、こういう傾向を著作権思想の普及といったことや、これまでの法律の上で認められている手段などだけで防ぎとめることは、とうていできるものではなさそうである。

こういう科学技術の進歩の状況を既定のものとしてとらえて、その上で、従来の著作権制度について根本的な見直しをしなければならぬ時期が近づきつつあるように思ふのである。

著作権制度の見直しについて考えるにあつて注意を要することは、この制度については、同じ文化の向上発展といふ名の要請が、正反対

そういう著作物が著作者の頭脳の個人的な活動によつて生み出されたものであることを考えれば、著作権が法的な制度として保護されているかどうかにかかわりなく、もともと、他人の物を盗んだり、勝手に使つたりするのと同じ程度に、道徳ないし倫理の問題として評価されてよいことのはずである。著作権が法的な権利として保護されているという事情の下ではなおさらのことといつてよい。しかし、外国のことはよく知らないが、われわれ日本人の間では、こういうことが、他人の物を盗んだり、勝手に使つたりするのと同じように、そもそも悪いことだとはつきり認識されているように思えない。

これは、人が精神的活動としての著作物を作つて、それを一般に頒布して（あるいは他人の著作物を実演して）、自己の生計を立てることができるといふ世の中になつたのは比較的新しいことであり、さらに、こういう著作物についての著作権が私的な権利として法的に保護されるようになってからの歴史が浅いといふようなことのために、どうしても一般の人々にとつて、なじみがうすいところがあつて、他人の著作物を侵害することに窃盗や横領などと同じような罪の意識が湧いてきかぬところがあることに

よるものであらうと思ふ。さらにいえば、著作権が法的な権利として認められるに至つたのが比較的新しいことであることから、他人の著作物を著作者の承諾や了解なしに勝手に使つたり、あるいは、これを自由に複製・複製、録音・録画したりすることができるときは、法制的な幅ひろく認められているという事情があることにも原因があるのではなからうかと思ふ。しかも、著作権の対象である

な方向から二つ出ていることである。

その一つは、文化の向上発展のためには人間の精神的活動の所産としての著作物が次々と新しく生み出されなければならないが、そのようにすることを可能にするためには、精神的活動の所産である著作物の作成（あるいはその出版・頒布や実演など）に対し、適正な報酬ないし対価が保障されるような仕組みがなければならないといふことである。別のことはいえば、人の精神的活動の所産としての著作物の作成や出版・頒布・実演などに対し適正な報酬や対価が保障されなければ、現代のような経済的社会では、そういう種類のことは、古代や中世のように経済的余裕のある一部階級の人々の余技的なものになるか、政治的・経済的な優者の庇護のもとでしか成立し得ないものになり、自由な精神による著作といふことに対する誘因が存在しないことになるわけであり、これは文化の発展向上にとつて由々しい大事であるとしなければならぬであらう。現在の著作権制度は、まさにこういう要請にこたえて成立したものと考えられるが、いまや、それが科学技術の非常な進歩のために存亡の危機に見舞われているわけである。もう一つの文化の向上発展の名による逆方向の要請は、人の精神的活動の所産としての著作物をなるべく多くの人々が簡便・容易に、しかも低廉な対価あるいは無償で利用できるようにしたいといふことである。人の精神的活動を盛んにし、次の時代に役立つ新しい著作物を生み出すには、こういう要請も第一の要請と同様に、もつともなことといわなければならない。

最近における科学技術の進歩発展による簡便・容易で精度の高い複製・複製ないし録音・録画



編集後記

○十月、恒例の芸術祭が、十一月半ばまで一か月半にわたって開催される。今年で第三十四回を迎えるが、国民の芸術鑑賞への機運と芸術家の創作発表への意欲とを一つに結ぶ場として、その成功と一層の充実を期待したい。

○今年の主催公演は、特に演劇方面に力点が置かれている。本号の演劇評論家藤田洋氏の「日本演劇の位相」は、今回演劇を取り上げたことの意義、各出し物のねらい等に寄せながら、日本演劇の現状と今後の方向等を記してもらったものである。

○録音・録画機器に代表される科学技術

の普及発達に伴う著作権問題は、現在著作権審議会の主要検討事項にもなっている大きな課題である。本号では、元内閣法制局長官林修三氏に特にお願いし、このような問題を、著作権思想の定着、文化の発展と著作権保護制度の在り方など、根本から論じていただいた。(史)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 きょうせい 営業課  
TEL(0)三三六八一二四(代表)

「文化庁月報」十月号

昭和54年10月25日印刷・発行

編集 文化庁

〒100東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

発行所 株式会社 きょうせい

本社 〒100東京都千代田区銀座7丁目4番12号

営業所 〒100東京都千代田区西上野5丁目52番地

電話 (0)三三六八一二四(代表)

振替口座 東京 九一六一番

印刷所 発行政学会印刷所

定価 一五〇円(送料二九円)  
年間購読料 一、八〇〇円